

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱の制定について

3 農 産 第 2 9 2 8 号

令 和 4 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、この度、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導を御願います。

以上、命により通知する。

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱

(通則)

第1 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、福島県以外の岩手県、宮城県及び栃木県においても、放射性セシウムの農産物や牧草等への移行が懸念される農地が存在する地域や、放射性物質に汚染された牧草等の処理が遅れている地域があるため、これらの地域において、放射性物質の影響を緩和し、農業生産の復旧・復興を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）からの交付金の交付を受けて岩手県知事、宮城県知事及び栃木県知事（以下「県知事」という。）が行う事業（以下「交付事業」という。）において実施する取組（県知事が交付事業により実施する取組及び県知事が間接交付金により県知事以外の者に実施させる取組をいう。以下「対策事業」という。）は次のとおりとし、それらの具体的な事業の内容及び事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）については、別記に定めるところによる。

- (1) 放射性物質の吸収抑制対策事業
- (2) 放射性物質汚染牧草等の処理事業

(事業の実施)

第4 事業実施主体は、別記様式第1号、別記様式第1号別添1及び別記様式第1号別添2に規定されている項目、その他県知事が対策事業に必要と認める項目により事業実

施計画を作成し県知事に提出するものとする。県知事への提出は、県及び市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（事業の実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理舎又は理事、広域連合にあってはその長。以下同じ。）とする。）を経由するものとする。ただし、事業実施主体が県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに県知事に提出することができるものとする。

2 県知事は、前項により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる対策事業の内容を踏まえ、別記様式第 2 号により県事業実施計画（以下「県計画」という。）を作成するものとする。

3 県知事は、地方農政局長（当該県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、県計画を提出しなければならない。地方農政局長は県知事から県計画の提出があった場合には、その内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催するものとする。

4 県知事は、別記に定める成果目標の基準の達成に資する場合には、第 3 に規定されている交付事業の範囲内で県計画の取組内容等を変更できるものとする。

5 事業実施主体は事業実施計画に記載された事業の目的、成果目標、事業の内容及び実施体制に基づき、対策事業を実施するものとする。

（交付の対象及び交付率）

第 5 大臣は、県知事が交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

（申請手続）

第 6 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 3 号による交付申請書のとおりとし、県知事は、第 4 により作成した県計画を添えて、交付申請書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 7 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 8 地方農政局長は、第 6 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第 6 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

第 9 県知事は、第 6 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 8 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 10 県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 4 号による変更等承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額に伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。

3 地方農政局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 12 県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 5 号による遅延届出書を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 県知事は、交付金の交付決定があった年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第 7 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 14 県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 7 号による概算払請求書を地方農政局長及び官署支出官（当該県の区域を管轄する地方農政局の総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

（実績報告）

第 15 交付規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書は、別記様式第 8 号のとおりとし、県知事は、交付事業が完了したとき（第 10 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

- 2 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 6 第 2 項ただし書により交付の申請をした県知事は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第 16 地方農政局長は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長は、県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命じるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第 17 県知事は、第 16 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 農政局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第 18 地方農政局長は、第 10 第 1 項第 2 号の規定による事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - （3）県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4）事業実施主体が、対策事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5）事業実施主体が、間接交付金を対策事業以外の用途に使用した場合
 - （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必

要がなくなった場合

- 2 地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（賠償金の取扱い）

- 第19 県知事は、第15第1項の規定により実績報告書を提出した後に、交付事業により実施した対策事業と同一の内容の取組について、東京電力株式会社から当該取組を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別記様式第10号により速やかに賠償金支払報告書を地方農政局長に提出するとともに、地方農政局長から当該交付金の返還を求められた場合は、これを返還しなければならない。

（財産の管理等）

- 第20 県知事は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定す

る期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（交付金の経理）

- 第 22 県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 11 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項及び第 23 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

- 第 23 県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

- 第 24 県知事は、県知事以外の事業実施主体が実施する対策事業に間接交付金を交付するときは、本要綱第 10 から第 22 までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- （1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - （2）対策事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに

1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（3）前号による県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県知事に納付させることがあること。

2 県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に間接交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）事業実施主体は、対策事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、対策事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（2）事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 13 号により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 県知事は、地方公共団体である事業実施主体に間接交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、第 1 項に定めるもののほか、当該間接交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式 12 号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 県知事は、事業実施主体が対策事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。

6 県知事は、第 1 項第 3 号により事業実施主体から納付を受けた額の国費相当額を国に納付しなければならない。

- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国費相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 県知事は、対策事業に関して、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国費相当額を国に返還しなければならない。
- 9 上記に掲げる条件のほか、別記第2の2の(1)及び別記第3の2の(1)に掲げる対策事業の実施基準並びに別記第4の1から4までに掲げる事項。

(事業実施状況等の報告)

- 第25 事業実施主体は、別記様式第14号により、対策事業の実施の翌年度においては事業実施状況を、翌々年度においては目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行った評価結果を県知事に報告するものとする。
- 2 県知事は、前項により事業実施主体からの対策事業の実施状況又は評価結果の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、対策事業の実施の翌々年度の9月末までに別記様式第14号及び別記様式第15号により地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、前項の評価結果の報告を県知事から受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）及び農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った事業実施主体、県知事及び地方農政局長はその結果を公表するものとする。

(指導等)

- 第26 対策事業の適正な執行を確保するため、県知事は事業実施主体に対して、地方農政局長は県知事に対して、対策事業の実施状況等について報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 第25第1項の規定による評価結果の報告において、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、県知事は、当該事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとし、当該改善措置を地方農政局長に提出するものとする。

(委任)

第 27 交付事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長及び畜産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2130 号農林水産事務次官依命通知）及び農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2128 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱及び農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別記（第 3、第 4 及び第 5 関係）

第 1 共通事項

1 対策事業の取組方針

対策事業は、農業生産の復旧・復興に向け、地域の実情に応じて以下に掲げる取組を適切に実施するとともに、各種関連対策との連携を図るものとする。

2 対策事業の対象地域

対策事業の対象地域は、岩手県、宮城県及び栃木県とする。

3 対策事業の実施期間

対策事業の実施期間は、第 8 第 1 項の交付決定がされた年度とする。

4 成果目標の基準及び目標年度

（1）成果目標の基準

成果目標の基準は、「安全な農畜産物の生産のため、放射性物質の影響を抑え持続的に生産活動を行うこと」とする。

（2）目標年度

成果目標の目標年度は原則として対策事業の実施年度の翌年度とする。

5 対策事業の着手

交付決定がされた年度の 4 月 1 日から交付決定を受けるまでの間に着手・着工をした場合にあっては、別記様式第 1 号の備考欄に着手・着工日を記入するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

第 2 放射性物質の吸収抑制対策事業

1 対策事業の概要

放射性物質により汚染された農地の放射線量低減のための除染を目的とするものではなく、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う農作物の吸収抑制対策を行うものであり、次に掲げる取組とする。

（1）加里質肥料（塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料等単肥に限る。）その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用。

（2）放射性物質の農作物への移行の低減を図る低吸収品目・品種等への転換に必要な取組。ただし、転換する品目については、加工等による濃縮について留意する。

- (3) 表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転又は混和することにより放射性物質の農作物への移行の低減を図る反転耕・深耕。なお、当該対策を行った後、低下した地力の回復に必要な肥料や土壌改良資材等を導入することができる。ただし、土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った場合に限るものとする。
- (4) 上記(1)から(3)までの吸収抑制対策の効果等を分析検証するための土壌・農作物等の分析及び2の(3)の力に基づく吸収抑制対策を実施しないほ場（以下「検証ほ」という。）の設置。

2 対策事業の実施基準

(1) 対策事業の実施基準

- ア 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧・復興を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、対策事業の対象外とする。
- イ 対策事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- ウ 交付対象経費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- エ 事業実施主体が行う対策事業の内容は、受益地域の範囲や通常の施肥量、植栽密度等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- オ 1の(1)の取組については、吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量について、対策事業を実施する県の指導指針に準ずるものとする。
- また、前年度において、対策事業により取組を実施した場合であっても、土壌中の交換性カリ濃度が十分上昇しない等のおそれがある場合においては、対策事業の対象とすることができるものとする。
- カ 1の(1)及び(2)（牧草地を対象とする場合に限る。）の取組については、東京電力株式会社への求償を優先して検討するものとする。

なお、東京電力株式会社による賠償の対象となる吸収抑制対策を実施する場合は、対策事業との重複実施がないようにしなければならない。

(2) 事業実施主体

- ア 県
- イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体等をいう。）

エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

オ 土地改良区

カ 県知事が認める団体（以下「特認団体」という。）

なお、農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。また、県知事が特認団体を認める際はあらかじめ地方農政局長と別記様式第 16 号により協議を行うものとする。

（３）採択要件

ア 受益農家及び事業参加者が、原則として５戸以上であること。ただし、県知事が特に必要と認める場合にあっては、３戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

イ 第１の４の（１）の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 原子力発電所事故により放出された放射性物質により汚染された農地土壌等であること。

エ 生産される農産物が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値 1 キログラム当たり 100 ベクレル（牛乳の場合は同 50 ベクレル、牧草の場合は「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（平成 24 年 2 月 3 日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）」に基づく暫定許容値 1 キログラム当たり 100 ベクレル）（以下「食品中の放射性セシウムに係る基準値等」という。）を超えた又は超えるおそれがあると県知事が認めるもの（加工によって 1 キログラム当たり 100 ベクレルを超過するおそれのあるものも含む。）であり、かつ交付事業を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。

オ 適用する吸収抑制技術が公的研究機関等により、吸収抑制効果があることが示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。特に、１の（１）の取組については、あらかじめ土壌診断等により、対象とするほ場における土壌中の交換性カリウム濃度が対策事業を実施する県の基準等と比べて

低くなっていることが示されている場合に限る。

カ 市町村ごとの対策事業の対象作物において、対策事業の実施年度の前年におけるモニタリング調査等で放射性セシウムが検出されなかった場合又は対策事業の実施年度の前年に吸収抑制対策を実施しないほ場を本規定等に基づいて設置した場合、対策事業による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するほ場の設置とともに、吸収抑制対策を実施しないほ場を原則として市町村ごとに3箇所以上設置し、吸収抑制対策を実施した場合及び実施しなかった場合の対策事業の対象作物における放射性セシウムの濃度を1の(4)の土壤・農作物等の分析及び検証ほ設置の取組を活用してそれぞれ測定することにより、当該年度における対策事業の効果を検証することを必須とする。

なお、対策事業の実施年度及びその前年度における上記の対策事業の効果の調査並びに同期間における当該市町村のモニタリング調査等において、対策事業の対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合、特段の理由がある場合を除き、翌年度から、当該市町村の当該作物については、対策事業の対象から除外するものとする。

ただし、本規定に基づき当該作物が対策事業の対象から除外された場合であっても、吸収抑制対策を実施しないほ場については、対策事業の対象から除外された年度から3年間に限り継続して1の(4)により設置できるものとする。

また、吸収抑制対策を実施しないほ場の設置に当たっては、対策事業の効果を的確に検証するため、当該市町村の土壤タイプの分析状況や過去のモニタリング調査の結果等を勘案するものとする。

キ ウからカまでについて、原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

(4) 交付対象経費

ア 1の(1)の取組を実施する場合においては、加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壤改良資材に係る経費に限るものとする。

イ 1の(2)及び(3)の取組を実施する場合においては、本事業に直接要する機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、機械燃料代、資材購入費(肥料、土壤改良資材等)、種子・種苗費(1の(2)の取組のうち牧草を対象とした場

合に限る。）、作業委託費、備品費（レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る。）等とする。

ウ 1の（4）の取組を実施する場合においては、本事業に直接要する分析費、分析委託費及び（3）の力に基づく吸収抑制対策を実施しないほ場を設置するためのほ場借上経費等とする。

エ 交付対象となる経費は、対策事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

（5）事業実施主体に対する交付率

事業実施主体に対する交付率は交付対象経費に対して定額とする。

ただし、1の（1）から（3）までの取組について、助成単価の上限は、以下のとおりとし、交付額は助成単価の上限に本事業を実施する農地・牧草地の面積を乗じたものと、実際に要した経費のいずれか低いものとする。

ア 1の（1）の取組については、10アール当たり10万円とする。

イ 1の（2）の取組については、排水対策を必要とする場合10アール当たり15万9千円、排水対策を必要としない場合10アール当たり14万2千円、牧草地を対象とした場合10アール当たり10万円とする。なお、石れき粉碎・除去機械を用いた牧草地、無線トラクター等を用いた傾斜牧草地を対象とした場合10アール当たり16万8千円とする。

ウ 1の（3）の取組については、10アール当たり4万4千円とする。

第3 放射性物質汚染牧草等の処理事業

1 対策事業の概要

放射性物質に汚染された牧草等の一時保管を余儀なくされている農家の営農環境改善又は営農活動再開を支援することを目的として、次に掲げる取組を行うことができるものとする。

（1）検討会等の開催

事業実施主体は、農家に一時保管されている放射性物質に汚染された牧草等であって、指定廃棄物（放射性物質対処特措法（平成23年法律第110号）第17条第1項の規定による指定廃棄物をいう。）以外のもの（以下「保管汚染牧草等」という。）の保管場所、保管量等の把握や（2）の取組の実施の方法を検討するため、県、市町

村、農業協同組合等から構成される検討会等を開催する。また、(2)で得られた再測定結果に基づき、保管汚染牧草等の処理の方向性や(3)の取組を実施することの必要性等を検討する。

(2) 保管汚染牧草等の放射性セシウム濃度の再測定

事業実施主体は、保管牧草等であって、かつて放射性セシウム濃度の測定を行ったものの放射性セシウム濃度の現状値を改めて把握し、保管汚染牧草等の取扱いの検討に資するため、これらの放射性セシウム濃度の測定を行う。

(3) 保管汚染牧草等の適正保管の維持

事業実施主体は、保管汚染牧草等を引き続き一時保管場所等で保管せざるを得ない場合に適正に保管を維持するための環境整備を行う。

2 対策事業の実施基準

(1) 対策事業の実施基準

ア 対策事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

イ 交付対象事業費は、対策事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定すること。

ウ 事業実施主体が行う対策事業の内容は、当該地域の実情からみて内容、規模、価格等が適正であること。

エ 東京電力株式会社による賠償の対象となる取組との重複実施にならないこと。

(2) 事業実施主体

ア 県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体等をいう。）

エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

オ 土地改良区

カ 県知事が認める団体（以下「特認団体」という。）

なお、農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。また、県知事が特認団体を認める際はあらかじめ地方農政局長と別記様

式第 16 号により協議を行うものとする。

(3) 採択要件

第 1 の 4 の (1) の成果目標の基準を満たしていること。

(4) 交付対象経費

交付対象となる経費は対策事業に直接要する経費とし、対策事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア 1 の (1) の取組については、検討会の開催又は優良事例の調査に要する旅費、会場借料、資料印刷費、消耗品費及び通信運搬費とする。

イ 1 の (2) の取組については、保管汚染牧草等に係る放射性セシウム分析用サンプルの採取又は放射性セシウム濃度の測定に要する旅費、賃金、分析費、委託費、消耗品費及び通信運搬費とする。

ウ 1 の (3) の取組については、保管汚染牧草等の適正な維持管理を継続するために必要な一時保管施設の設置費又は点検及び補修費、遮蔽土嚢、保管シート等の設置費、保管汚染牧草等の再梱包、分別及び再集積に要する経費並びに保管汚染牧草等の新たな保管場所への運搬・委託等に要する経費とする。

(5) 事業実施主体に対する交付率

事業実施主体に対する交付率は交付対象経費に対して定額とする。

第 4 その他

1 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、対策事業の実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 13 年 3 月 23 日付け環廃産第 116 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成 7 年 10 月 23 日付け 7 食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

2 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び対策事業の受益者は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済及び収入保険等

への積極的な加入に努めるものとする。

3 農山漁村における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は対策事業の実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- (1) 当該事業実施主体が県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 当該事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性役員に関する数値目標
- (3) 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

4 耕作放棄地対策の推進

事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農村振興局長通知）に基づき A 分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地を積極的に新規就農総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産省事務次官依命通知）第 5 に定める「人・農地プラン」に位置付け、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

5 交付事業の公表

交付事業の適正実施と透明性の確保を図るため、県知事は、交付事業が完了し、第 15 第 1 項に基づく地方農政局長への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付事業の概要について、県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

別表（第 5、第 11 関係）

区 分	経 費	交付率	重要な変更	
			経費の配 分の変更	事業の内容の変 更
農畜産物放射性物質 影響緩和対策事業 農業・食品産業強化 対策推進交付金	事業費 別記に基づい て行う対策事業 に要する経費	定額		1 対策事業の 新設又は廃止 2 事業実施主 体の変更

別記様式第 1 号

県内における事業取組一覧表

(〇〇県 令和〇年度)

取組名	事業実施主体名	被災状況	成果目標	事業内容	目標数値		事業費 (円)	負担区分 (円)				備考
					現状	目標		交付金	県費	市町村費	その他	
	〇〇県											
合計	—		—	—								

別記様式第 1 号別添 1

放射性物質の吸収抑制対策実施計画（吸収抑制対策のうち放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の導入）

県・市町村 村名	事業実施 主 体 名	原子力発電所事故の影響 (周辺地域での土壌調査の結果等)	取組面積・目標					事 業 内 容					受益農家 戸数	事業費 (円)	負 担 区 分 (円)			
			対 象 作物名	現 状 (被災前)		目 標		放射性物質の吸収を抑制する資材の導入				資材の導入効果の分析検証			交 付 金	都県費	市町村費	そ の 他
				作 付 面 積 (ha)	出荷量 (トン)	作 付 面 積 (ha)	出荷量 (トン)	資材名	単位面積当 りの投入量 (kg/10a)	投入面積 (ha)	総投入量 (kg)							

注：加里質肥料以外の資材の場合には、効果が見込まれることが分かる資料を添付すること。

別記様式第 1 別添 2
放射性物質の吸収抑制対策実施計画

県・市町村 名	事業実施主 体 名	原子力発電所事故の影響 (周辺地域での農作物の放射性 物質濃度調査の結果、除染の実 施状況等)	事業内容					事業費 (円)	負 担 区 分 (円)			
			品 目 名	取組の種類	取組の内容	受益面積	受益農家戸数		交 付 金	県費	市町村費	そ の 他

注：品目の欄について、品種・品目の転換を選択した場合は、品種転換前、転換後それぞれの品目について記載すること。

注：取組の種類の欄については、品種・品目転換、改植、剪定、反転耕の別を記入すること。

注：取組の内容の欄については、土壌の分析。反転耕後の地力回復のための堆肥施用等、具体的な取組内容について記載すること。

県事業実施計画

事業費（要望額）		円（うち交付金		円）		県名	〇〇県		
						事業実施年度	令和〇〇年度		
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）									
課題を解決するための対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）									
県における目標関係									備考
取組名	成果目標	現状又は被災状況	目標	事後評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法） （※客観的な手法（方法）により検証ができることを原則とする。）					

別記様式第3号（第6関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第6の規定により、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

別紙

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）
農業・食品産業強化対策推進交付金の対象となる事業の内容等

分 野	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	県費	市町村費	そ の 他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、県全体で概略を記入すること。
2 「備考」の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	県費 (B)	市 町 費 (C)	その他 (D)	
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 農業・食品産業強化対策推進交付金	円	円	円	円	円	円	
合 計							

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 農業・食品産業強化対策推進交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 事業実施主体に対し間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は以下の資料を添付すること。ただし、1 の添付を原則とし、2 については、1 との併用を可能とする。

なお、これらにより難い場合には、2 のみの添付も可能とする。

- 1 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類のうち、県の交付金の交付に関する規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実績内訳明細書

事業種類（ 農業・食品産業強化対策推進交付金 ）

分 野	交 付 先 名	メニュー	交付率	事 業 費	負 担 区 分				備 考
					交 付 金	県	市 町 村	そ の 他	
				円	円	円	円	円	
計									
計									
計									
合 計									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、分野ごとに計を設けること。
- 2 メニューの欄は、要綱第3の対策事業名を記入すること。
- 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第 4 号（第 10 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、下記のとおり〇〇（注 1）したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 10 の規定に基づき申請する。

記（注 2）

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第 3 号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 交付金の額が増額する場合は、件名の「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業変更承認申請書」を「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり〇〇したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 10 の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 6 第 1 項の規定により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第 5 号（第 12 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 12 の規定に基づき申請する。

記

（注） 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由。

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予 定 年 月 日	
	円	円	%	円		

（注 1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注 2）交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第 6 号（第 13 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 13 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 3 号の様式のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、交付事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 7 号（第 14 関係）

令和〇〇年度 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
官署支出官〇〇 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 14 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 3 号の様式の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第 13 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第 8 号（第 15 第 1 項関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、下記のとおり実施したので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 15 第 1 項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注） 1 記の記載様式は、別記様式第 3 号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）間接補助事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、別記様式第 3 号の様式の V の 2 の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
 - （2）事業実績内訳明細書
- 3 交付金により実施した対策事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別紙を添付すること。

別紙

東京電力株式会社からの賠償金支払状況
(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の受領額	
C 交付金により実施した対策事業と同一の対象について支払われた賠償金の総額（交付金の返還予定額）	

別記様式第9号（第15第3項関係）

番 号
年 月 日

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（対策事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- ・記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- ・添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 10 号（第 19 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業賠償金支払報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金交付等要綱第 19 の規定に基づき、本事業に係る東京電力株式会社から支払われた賠償金について下記のとおり報告する。

記

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	
C 交付金により実施した対策事業と同一の対象について支払われた賠償金の総額 (交付金の返還予定額)	

別記様式第 11 号（第 21 関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名			地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名										
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処 分 の 内 容			
									交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 12 号（第 23 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

農 畜 産 物 放 射 性 物 質 影 響 緩 和 対 策 事 業 交 付 金 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金額	支出 済額	うち交付金額	翌年度 繰越額	うち交付金 額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 13 号（第 24 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年月日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第14号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事
氏 名

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業の事業実施状況報告及び評価報告（令和 年度）

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第25第2項（第26第1項）の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別記様式第15号を添付すること
2 必要に応じて第25第2項（第26第1項）の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

別記様式第15号

事業費（要望額）		円（うち交付金		県名		〇〇県	
				事業実施年度		令和〇〇年度	
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）							
課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）							
県における目標関係							備考
取組名	成果目標	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	
		計画時	実施後	目標	達成率		
事業実施地区数	総合所見						
	・・・・・・・・						

(注) 1 別記様式第2号に準じて作成すること。
2 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、県全体の総合所見を記入すること。

県内における事業取組実施状況一覧表

取組名	事業実施 主体名	計画策定時	事業実施後（目標年度）		目標（令和○年度）		事業費 （円）	負担区分（円）				目標達成状況 B／A×100	事業主体等による評価結果	県による点検評価結果 （所見）
		被災前 平成22年度	実績値	事業実績	目標値	具体的な事業 内容（計画）		交付金	県費	市町村費	その他			
	〇〇県											〇%		
—	—			—		—						—	—	—

- （注） 1 別記様式第1号別添に準じて作成すること。
- 2 「県による点検評価結果（所見）」には、県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には改善措置の指導の必要の有無を含めた今後の改善指導方策を記載すること。

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	分野	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。